



※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載した情報は変更または中止になることがあります。

おしらせ

全国瞬時警報システム「Jアラート」  
緊急地震速報訓練を実施

6月17日(木) 午前10時頃

地震や武力攻撃などの緊急情報を人工衛星から瞬時に伝達する「Jアラート」を使用した自動放送訓練が全国一斉に実施されます。  
※当日の災害や気象状況などにより中止となる場合があります。

問い合わせ  
総務課庶務係 ☎(74)3131

イベント中止のおしらせ

6月4日(金)・5日(土)・11日(金)・12日(土)に予定していた次のイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となります。

◎国指定名勝 楽山園

「大名庭園のホタル観賞会」

問い合わせ

社会教育課文化財保護係

☎(64)8324

◎道の駅甘楽「ホタルの夕べ」

問い合わせ 道の駅甘楽

☎(74)5445



地域の活性化に向けた活動を支援します

地域の振興・活性化を図る活動をしている団体などの令和3年度活動経費に対して補助をします。

対象者

- ①商工会・観光協会・NPO法人などの団体
- ②住民団体（規約を有し、会計が明確に処理されている団体）

対象事業

- ▼地域の観光振興に資する事業
- ▼広域的な防犯・防災に資する事業
- ▼地域資源の活用・地域の活性化に資する事業 など
- ※その他の対象事業や補助金額・補助率など詳細はホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ

群馬県甘楽富岡振興局  
富岡行政県税事務所  
総務振興係 ☎(62)9525



禁煙週間

5月31日(月)～6月6日(日)

たばこの健康影響を知ろう！  
新型コロナウイルス感染症とたばこの関係



児童手当制度の  
ごあんない

支給対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

手当(月額)

区分	所得制限 限度額未満	所得制限 限度額以上
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前 (第1・2子)	10,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	5,000円
中学生 (一律)	10,000円	5,000円

※第3子以降の算定方法や支給要件など、詳しくはホームページをご覧ください。

所得制限限度額

- ▼0人↓622万円
- ▼1人↓660万円
- ▼2人↓698万円



- ▼3人↓736万円
- ▼4人↓774万円
- ▼5人↓812万円



支払月(手当支払対象の月)  
6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)

◎児童手当の手続きは

原則15日以内に行ってください

出生、転入などにより受給資格が生じた場合は申請が必要です。公務員は勤務先から支給されますので、公務員になった場合・公務員でなくなった場合は、町と勤務先へ申請してください。

必要書類等 受給者の健康保険証・預貯金通帳・マイナンバーカード、その他必要に応じた書類

◎児童手当の現況届を

忘れずに!

児童手当を受給している人は、毎年6月に「現況届」を提出する必要がある。該当する人には、6月上旬に町から書類を送付しますので、忘れずに提出してください。提出しないと、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

申請・問い合わせ

健康課福祉係 ☎(67)5162

